

平成 29 年 10 月 23 日

徳島県中小企業団体中央会

会長 山本紘一 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

働く方の健康の確保を図り、労働の質を高め、生産性を向上しつつ、ワーク・バランスを改善し、女性や高齢者をはじめとする全ての人々が働きやすい社会に変えていくためには、長時間労働を是正することが重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や平成 29 年 3 月 28 日に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」などにおいて、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。

この長時間労働問題については、厚生労働省に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、同本部においては、

③ 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化

④ 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、徳島労働局においても、平成 26 年 12 月に徳島労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設け、貴団体をはじめとする事業主団体や労働団体への「働き方改革」の要請、個別企業へ訪問しての働きかけ及びホームページ等での情報発信等の各種施策を実施してきました。

特に、昨年 4 月からは、1 か月の残業 100 時間超から 80 時間超のすべて

の事業場に監督対象を拡大し、監督指導を行うなど、その取組を強化したところ。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。このため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

徳島労働局長



# 徳島会場

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ



【講演】

「長時間労働を是正するために何をすべきか」

中村 和雄 氏 (日弁連労働法制委員会委員)

【過労死問題をテーマにした落語】

「エンマの願い」 桂 福車

日時

平成29年11月20日(月)

13:30~16:30 (受付13:00~)

会場

とくぎんトモニプラザ 大会議室

(徳島県徳島市徳島町城内2番地1)

【定員】 80名

参加  
無料

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

主催：厚生労働省

後援：徳島県、徳島市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

